

## 借地権 S63-13-1 《#307》

【問】 正誤をつけよ。

借地借家法にいう借地権とは、建物の所有を目的とする土地賃借権をいう。

### 《ポイント》 借地権の定義

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。(借地法 2 条 1 号参考)

### 《補足》

平置き of 駐車場や資材置き場として、土地を賃借する場合、借地権とはならない。

⇒ 民法の知識で答える

【答え】 誤り